

# 秀明大学動物実験実施マニュアル

2017年7月26日

秀明大学バイオサイエンス委員会動物実験専門委員会

## 第1章 総則

### 1. 目的

本マニュアルは、秀明大学（以下「本学」という。）において教員、職員、学生等が、教育及び研究のために動物実験等を計画し実施する際に、科学的な観点並びに、動物愛護の観点、安全確保の観点、環境保全の観点から見て適切に行われるよう、法律等及び秀明大学動物実験実施規則に基づき、その基本的原則及び具体的な方法を解説するものである。

### 2. 適用範囲

本マニュアルは、本学における動物実験等に適用する。

### 3. 定義

本マニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、法律等を踏まえてそれぞれ以下に定めるとおりとする。

- ① 動物実験等 本学における、動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。（実験動物の飼養及び保管も含む。）
- ② 実験動物 動物実験等の利用に供する哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。  
付記：産業動物の飼養・保管や畜産における育種改良を目的とする教育または試験研究ならびに生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養・保管（採血や安楽死等の実験処置が含まれる場合を除く。）または野生動物を対象とした野外調査（標識の装着等の処置が含まれる場合を除く。）は動物実験等に該当しないが、動物実験計画書を提出することができる。  
また、上記以外の動物（魚類、両生類、昆虫類等）を用いる教育または試験研究においても、動物実験計画書を提出することができる。
- ③ 施設等 実験動物の飼養・保管または動物実験等を行う、本学内に設置された区域（室・設備・建物）をいう。本学外の施設等は除外する。
  - ・「動物処置室」動物の実験処置または検査解析のみ（手術、採血、試料採取、観察、行動解析、検査、投薬、治療等）を行う。ただし、短期間の一時的保管を含む。
  - ・「動物実験・飼育室」動物実験等を行い、処置が行われた実験動物を飼養・保管する。動物の実験処置前の実験動物の飼養・保管及び繁殖も含む。
  - ・「動物実験施設」複数の動物処置室、動物実験・飼育室が同一の責任者の下で運営管理される施設等をいう。
- ④ 動物実験計画 動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- ⑤ 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- ⑥ 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括す

る者をいう。教授、准教授、講師、助教または助手が担当する。

- ⑦ 管理者 部局内の実験動物及び施設等を包括的に管理する者をいう。学部長が担当する。
- ⑧ 施設等責任者 個々の施設等の管理を担当する責任者をいう。動物処置室を管理する「動物処置室責任者」、動物実験・飼育室を管理する「動物実験・飼育室責任者」及び動物実験施設を管理する「動物実験施設責任者」を定める。教授または准教授が担当する。
- ⑨ 実験動物管理者 施設等責任者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。特に必要な施設等で任命する。
- ⑩ 飼養者 実験動物の飼養・保管及び繁殖に専従する者をいう。
- ⑪ 従事者等 動物実験責任者、動物実験実施者、施設等責任者、実験動物管理者及び飼養者をいう。
- ⑫ 安全管理上注意を要する動物実験等 当該動物実験等を行った実験動物について、拡散防止措置または物理的封じ込め処置を必要とする動物実験等、もしくは特に安全確保や環境保全に配慮する必要がある動物実験等をいう。
  - ・遺伝子組換え動物、特定動物または特定外来生物を飼養・保管及び利用する動物実験等。
  - ・病原微生物または遺伝子組換え微生物を接種する動物実験等、もしくはこれら微生物を排出する細胞または組織を接種または移植する動物実験等。付記：遺伝子組換え技術等によって得られた核酸や組換え核酸を有する生物を「遺伝子組換え実験等」と定義している。よって、遺伝子導入や遺伝子組換え微生物の感染を行った培養細胞を動物に接種または移植した場合も、個体の一部とみなされる（生着している）のであれば、その個体は遺伝子組換え動物に該当する。
  - ・放射性物質や放射線を用いる動物実験等。
  - ・有害化学物質等を用いる動物実験等。
  - ・その他物理的、化学的、生物学的に安全管理上注意を要する動物実験等。

## 第2章 学部長及び動物実験専門委員会の実施事項

学部長は、当該部局における動物実験等の実施に関して直接責任を負う。そして部局の動物実験等の実施状況を把握し学長に報告する。学部長は秀明大学バイオサイエンス委員会動物実験専門委員会（以下、「動物実験専門委員会」という。）に、動物実験等に関する事項について諮問する。

- ① 学部長は、動物実験等に関する部局内規等の立案、制定、改廃を行う。
- ② 学部長は、当該部局における動物実験等の実施について、実験方法の改善の勧告、動物実験計画の変更、動物実験等の一時停止命令及び承認の取り消しを行うことができる。
- ③ 学部長は、当該部局における動物実験計画について、動物実験責任者に「動物実験計

画書」(一部変更する場合は「動物実験変更計画書」または「動物実験従事者変更計画書」)を開始前に提出させ、法律等、秀明大学動物実験実施規則等(以下「法律及び規則等」という。)への適合性を、動物実験専門委員会に諮問する。動物実験専門委員会は適合するか否かを審議し、学部長に結果を報告する。必要に応じて学部長に対し、実験方法の改善、実験計画の変更、実験の承認取り消し等の意見を述べることができる。学部長はその結果に従って承認するか否かを決定し、直ちに動物実験責任者に通知する。動物実験計画の承認は、学部長の承認をもって学長の承認に代える。

### 第3章 従事者等の実施事項

従事者等(動物実験責任者、動物実験実施者、施設等責任者、実験動物管理者及び飼養者)は、法律及び規則等を遵守し、動物実験等を適正に行わなければならない。「動物実験等の適正な実施」については、動物実験責任者が主体となって担当し、「施設等の適正な整備管理」については、施設等責任者が担当する。「実験動物の適正な飼養・保管」については、状況に応じて動物実験責任者もしくは施設等責任者が担当する。

#### 1. 動物実験責任者の実施事項

- ① 動物実験責任者は、法律及び規則等に留意して計画を立案し、「動物実験計画書」を学部長に提出する。学部長より計画の変更や取り消しの勧告を受けた場合、実験計画を変更して再提出するか中止する。また、承認された動物実験計画の変更や実施期間の延長が必要な場合は、直ちに「動物実験変更計画書」を提出する。また、動物実験実施者や飼養者のみの変更は「動物実験従事者変更計画書」を提出する。
- ② 動物実験責任者は、学部長が動物実験計画を承認した後に、動物実験等を開始しなければならない。
- ③ 動物実験責任者は、動物実験等の終了の後、学部長に「動物実験終了報告書」を提出しなければならない。学部長から改善勧告があった場合、実施中の動物実験等や立案中の動物実験計画に反映させなければならない。
- ④ 動物実験責任者は、動物実験等の実施状況について、定期的に「動物実験実施状況報告書」に沿って調査し学部長に提出する。学部長から改善勧告があった場合、それに従う。
- ⑤ 動物実験責任者は、適正に整備された施設等で動物実験等を実施する。安全管理上注意を要する動物実験等を実施する施設等については、施設等責任者と協力してあらかじめ必要な申請を行い、承認または許可を得なければならない。
- ⑥ 動物実験責任者は、監督する従事者等に動物実験講習会を受講させなければならない。必要に応じて動物実験等に係るその他の教育・訓練を行う。付記：当該動物実験計画に、共同研究等によって他の部局または研究機関の研究者が参加する場合、動物実験責任者は必ず動物実験実施者として計画書に記入して学部長の承認を得るとともに、動物実験講習会を受講させなければならない。
- ⑦ 動物実験責任者は、従事者等が実験動物を適正に飼養・保管し動物実験等に用いる

ように指導しなければならない。

- ⑧ 動物実験責任者は、従事者等の安全確保及び健康管理に配慮する。また、動物実験等によって環境汚染が発生しないように留意する。
- ⑨ 動物実験責任者は従事者等から異常事態の報告を受けた場合、必要に応じて緊急措置を執るとともに適切に対処する。
- ⑩ 動物実験責任者は、その他適正な動物実験等の実施に必要な事項を行う。

## 2. 動物実験実施者及び飼養者の実施事項

- ① 動物実験実施者及び飼養者は必ず動物実験講習会を受講しなければならない。
- ② 動物実験実施者は、動物実験責任者が申請し学部長が承認した動物実験計画書に従って、動物実験等を行わなければならない。動物実験等の進行状況等により、計画の変更や中止の必要がある場合、速やかに動物実験責任者に連絡する。
- ③ 動物実験実施者及び飼養者は、実験動物を適正に飼養・保管し動物実験等に用いなければならない。
- ④ 動物実験実施者及び飼養者は、施設等を常に適正な環境になるように整理整頓や清掃等を行う。
- ⑤ 動物実験実施者及び飼養者は、動物実験等に係わる異常事態を発見した場合、必要に応じて実験を中止し緊急措置を講ずるとともに、速やかに動物実験責任者、施設等責任者及び関係者に通報しなければならない。
- ⑥ 動物実験実施者及び飼養者は、その他適正な動物実験等の実施に必要な事項を行う。

## 3. 施設等責任者及び実験動物管理者の実施事項

- ① 施設等責任者は施設等を適正に設置しなければならない。施設等について「施設等設置（変更）申請書」を学部長に提出する。安全管理上注意を要する動物実験等を行う施設等に該当する場合は、動物実験責任者と協力して必要とする申請を行い、関係機関及び学部長の許可及び承認を得なければならない。また、施設等で動物実験等を今後実施しない場合は、「施設等廃止報告書」を提出する。
- ② 施設等責任者は、施設等の利用状況について、定期的に「施設等利用状況報告書」に沿って調査し、学部長に提出する。学部長から改善勧告があった場合、それに従う。
- ③ 施設等責任者は、動物実験実施者及び飼養者に対して適正に施設等を利用するように求め、必要に応じて教育訓練を行う。不適切な利用を行った場合は速やかに動物実験実施者及び動物実験責任者に対して通告し、改善命令、利用の一時停止及び取り消し等を行う。
- ④ 施設等責任者は、従事者等から異常事態の報告を受けた場合、必要に応じて緊急措置を執るとともに適切に対処する。
- ⑤ 施設等責任者及び実験動物管理者は、施設等及びその周辺で環境汚染が発生しないように環境の保全に努める。

- ⑥ 施設等責任者及び実験動物管理者は、その他適正な施設等の運営管理に必要な事項を行う。

#### 第4章 動物実験等の実施

動物実験責任者は動物実験等を実施する際に、研究の意義及び動物実験等を必要とする理由を明確に説明できなければならない。すなわち動物実験等は、科学的合理性に基づく研究の目的を達成するための必要な限度において、「動物の愛護及び管理に関する法律」に明文化された動物実験等の国際原則である3Rに則って立案され実行されなければならない。本章で記した動物実験計画の立案と実施にあたっては、必要に応じて専門家（獣医師、医師、薬剤師等）、経験者または動物実験専門委員会に助言を求める。

##### 1. 動物実験計画の立案

- ① 動物実験責任者は、研究の目的を達成するために動物実験等に代わる方法がないかを検討した上で、研究に支障のない範囲でより下等な動物種・生物種を実験動物として選択し、動物実験等の計画・立案に着手しなければならない。
- ② 動物実験責任者は、動物の遺伝学的・微生物学的な品質や実験の方法・処置の工夫等を検討して、使用する動物数ができる限り少なくなるように努める。
- ③ 動物実験責任者は、動物実験等の実施期間を適正に設定し、動物実験等を必要以上長期間行わないように努める。設定した終了日までに動物実験等が終了しない場合、期間を延長することができる。ただし、最終的な実施期間は最初の動物実験計画書に記入した開始日から最長で5年までとする。
- ④ 動物実験責任者は、安全管理上注意を要する動物実験等を計画する際は、事前に必要な申請・許可及び承認が行われていることを確認しなければならない。

##### 2. 実施上の留意事項

- ① 動物実験実施者は、動物実験計画書に記載された事項に従って実施する。
- ② 従事者等は実験動物を適正な方法で入手し、必要に応じて事前に検疫や馴化等を行う。動物の疾病の予防や治療等を行う場合、必要に応じて経験等を有する者（獣医師等）の指導下で行う。
- ③ 安全管理上注意を要する動物実験等における実験動物を、室外の動物処置室または動物実験・飼育室へ輸送する場合、従事者等は特に厳重な逃走防止対策を講ずる。
- ④ 動物実験・飼育室内において実験動物に実験処置等を行う場合、動物実験実施者は飼育中の他の実験動物への影響をできる限り少なくするように留意する。
- ⑤ 麻酔薬、鎮静薬または鎮痛薬を用いる場合、従事者等は適切な麻酔管理と術中及び術後管理を行う。
- ⑥ 動物の保定は、研究目的を果たすために必要な時間限りとする。また従事者等は動物種に応じて、実験動物を保定器具に馴化させる。

### 3. 苦痛の軽減・排除

動物実験責任者は動物実験等の立案時に、研究の目的が損なわれることのない範囲で、動物に与える苦痛を最小限にする実験処置とできる限り軽減・排除する措置を選択しなければならない。動物実験責任者は、その方法を動物実験計画書に具体的に記入し、その妥当性について動物実験専門委員会に判断を求める。

### 4. 安楽死処置

動物実験計画に従って動物実験等が終了する場合（実験動物を終身飼育、譲渡または他の動物実験等に使用する場合は除く）、人道的エンドポイントで終了する場合、あるいは実験の過程で実験動物に軽減・排除できない激しい苦痛がみられ実験の継続ができないと判断された場合は、従事者等は実験動物を「速やかに」かつできる限り「苦痛を与えない方法で」致死させなければならない（安楽死処置）。

## 第5章 実験動物の導入と飼養・保管

研究の目的に沿った、優れた品質で良好な状態にある実験動物を導入し、適切な飼育環境や取扱い、健康管理等を行って動物実験等に用いることは、高い精度と再現性・信頼性のある研究を実現させる上で必須であると同時に、使用する動物数を削減させるためにも不可欠である。また、実験動物が事故や不注意等で脱走した場合、人の安全を脅かすだけでなく、生態系の破壊を伴う重大な環境汚染を発生させるおそれがあることも忘れてはならない。

### 1. 実験動物導入前の留意事項

従事者等は、実験動物を必ず合法的に入手しなければならない。

### 2. 実験動物の導入時の留意事項

従事者等は、実験動物の輸送の際、実験動物の健康に配慮するとともに人への危害及び環境の汚染を防止する。

### 3. 飼養・保管の留意事項

- ① 従事者等は、当該実験動物に固有の生理、生態、習性が発揮され動物実験等の実施に支障がないように、動物の健康管理と安全確保を行わなければならない。
- ② 従事者等は、実験動物を動物種毎及び微生物学的品質毎に分離した飼育室または専用区域で飼育することが望ましい。同室の場合、異なる動物種から受ける不安や、異なる動物種間または微生物学的品質の異なる動物間で感染症の伝播が発生するおそれがある。
- ③ 従事者等は、実験開始後の健康管理として実験動物を随時観察し異常を早期発見して処置を行うほかに、マウス、ラット等では定期的な微生物モニタリングを行うことが望ましい。

- ④ 従事者等は、動物に異常を発見した場合や実験目的でない感染症が疑われる場合、直ちに動物実験責任者及び動物実験・飼育室責任者に報告する。必要に応じて他の動物から隔離し速やかに治療を行うか、または実験を中止して安楽死させる。
- ⑤ 従事者等は科学的な理由がない限り、実験動物に対して十分な給水と給餌を行わなければならない。給水瓶や自動給水装置等は定期的に点検し、適切に機能し清潔に保たれていることを確認する。また、研究の目的を妨げない範囲で、実験動物の嗜好にあった栄養学的に適正な飼料を提供し、微生物等による汚染がないように保管する。
- ⑥ 従事者等は動物の習性や行動、繁殖や育児、週齢等の状況を勘案して、個々の動物にとって適正な飼育スペースを確保できるように、飼育器具(ケージや檻、囲い等)内では適正な動物数で飼育を行う。独自に飼育器具を製作する場合は、床面積及び高さ等を含めて総合的に判断して設計する。
- ⑦ 飼育器具は洗浄、消毒あるいは滅菌等の作業が容易な構造で、かつ、それに耐える材質のものにする。また脱走を防止する頑丈な構造と強度を持つようにする。
- ⑧ 従事者等は、実験動物が清潔な状態に保たれるように、必要に応じて床敷等を用いその材質や交換頻度に配慮する。
- ⑨ 従事者等は、実験及び作業時以外は実験動物を収容する飼育器具にきちんと網蓋をするか、あるいは扉に鍵をかける。また、実験や作業の開始時及び終了時に実験動物数を確認する。
- ⑩ 動物実験責任者及び施設等責任者は従事者等の安全が確保されるように配慮する。

## 第6章 動物処置室及び動物実験・飼育室

施設等責任者は動物実験責任者と協力して、動物処置室または動物実験・飼育室を適切に整備し管理しなければならない。従事者等は動物実験等が適切に実施できるように配慮して、動物処置室または動物実験・飼育室を利用すべきである。

- ① 動物処置室及び動物実験・飼育室は、実施する動物実験等に応じた衛生的で安全な実験環境・飼育環境になるように整備する。
- ② 動物実験・飼育室は、整備の行き届いた専用の区域を用意すべきである。一時的に研究室や居室の一部を動物の飼育に充てることは適当でない。
- ③ 動物実験・飼育室は、動物実験等の実施に適した温度、湿度、換気、明るさ、照明時間等になるように設定し、実験動物に過度なストレスがかからないように配慮する。特に易感染性の実験動物(無菌動物やSPF動物等)を飼育する場合は、微生物統御に必要な飼育設備や空調設備等にも配慮する。
- ④ 動物処置室及び動物実験・飼育室は、排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造になるようにする。また、実験動物に由来する騒音・臭気や、排泄物・廃棄物による環境の汚染を防止する対策を講ずる。
- ⑤ 安全管理上注意を要する動物実験等を行う動物処置室または動物実験・飼育室は、

動物種や動物実験等の危険度に応じた封じ込めまたは拡散防止措置が講じられた設備または専用区域を設ける。

- ⑥ 動物処置室及び動物実験・飼育室は、実験動物の脱走あるいは室外からの動物や昆虫等の侵入がないようにする。脱走及び侵入経路として想定される扉、窓、排水溝、下水口等には、必要に応じて防止するための設備や捕獲器具等（前室、ねずみ返し、ねずみとり、逃走防止ネット等）を設ける。遺伝子組換えマウス・ラットではねずみ返しの設置が義務づけられている。
- ⑦ 動物処置室及び動物実験・飼育室には、事故の発生等に備えて消火器等の防火器具や救急医薬品の設置を心掛ける。
- ⑧ 動物処置室及び動物実験・飼育室は、許可された従事者等のみが入室ができるようにする。必要に応じて「関係者以外立入禁止」「遺伝子組換え動物飼育中」等の表示を行う。特に動物実験・飼育室は常時閉鎖し、不在のときは施錠する。
- ⑨ 施設等責任者は、必要に応じて、実験動物の飼養・保管設備及び器材の洗浄や消毒、滅菌等を行う衛生設備を設置する。
- ⑩ 施設等責任者は、その他必要な整備や設備の設置を行う。

## 第7章 実験廃棄物の処理

動物実験等によって排出される実験動物の死体や実験廃棄物の処理は、環境汚染の防止と公衆衛生上の管理に配慮して適正に行わなければならない。動物実験等で発生する廃棄物は、主に「生物系廃棄物」、「擬似感染性廃棄物」、「感染性廃棄物」として処理される。ただし、実際の回収時の分類は部局毎に若干異なるので、不明な点は部局の担当事務を確認する。廃棄物は必ず分別して専用の容器・貯蔵庫に回収し、内容物の飛散や昆虫による汚染等が生じないように厳重に保管する。

## 第8章 安全確保と健康管理

動物実験等に限らず、全ての試験研究及び調査研究等を実施する際は、人の安全確保を最優先しなければならない。動物実験責任者及び施設等責任者は、労働安全衛生上の危険因子に注意するほか、動物実験等に特有な危険因子を事前に把握して従事者等及び関係者に対して周知するとともに負傷事故や疾病等の健康被害にあうことがないように対策を講じなければならない。

### 1. 動物実験等に係わる危険因子と対策

病原微生物の危険度に対する評価は、法律等及び本学研究用微生物安全管理規則を参照して行う。危険度に応じた飼育設備、空調設備及び滅菌設備等を設置・整備して、病原微生物の封じ込めを行わなければならない。

### 2. 健康管理

従事者等は定期的な健康診断を受診するほかに、有機溶剤、電離放射線、特定化学物質



等を取り扱う従事者等は、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断を受診しなければならない。

病原微生物を取り扱う動物実験等に限らず、実験の過程で健康被害が心配される動物実験等を実施する場合、従事者等は開始前に血清を保存することが望ましい。事故の発生に気づかず、終了後相当期間を経て健康被害があらわれることがある。

## 第9章 異常事態とその対応

動物実験等による「異常な状態・状況」（異常事態）が発生した場合、発見者及び関係者は必要に応じて応急措置をとるとともに、必ず動物実験責任者または施設等責任者に報告しなければならない。動物実験責任者または施設等責任者は異常事態の状況を把握し、異常事態の内容に応じて緊急措置を行わなければならない。また、異常事態発生の原因を究明し、再発防止対策を講じなければならない。

### 1. 動物実験等に係わる異常事態の事例とその対応

- ① 施設、設備、機器の故障等、またそれによる動物のみの被害が発生した場合、発見者は可能な範囲で応急措置を行う。動物実験責任者または施設等責任者は、関係者と協力して問題を解決する。
- ② 軽度の負傷事故（針刺し、切傷、捻挫等）が発生した場合、負傷者は直ちに適切な手当を受ける。
- ③ 重度の負傷事故（打撲、骨折、出血等）が発生した場合、発見者または関係者は動物実験等を中止し負傷者に直ちに応急処置を行うとともに、救急通報する。
- ④ 実験動物に動物間のみ伝播する感染症が発生した場合、動物実験責任者または施設等責任者は必要に応じて動物実験専門委員会または専門家の助言・意見を求め、速やかに発症動物の隔離、治療、安楽死等の適切な処置を行い、その他の実験動物への感染症の伝播を防止する。必要に応じて、動物実験等の中止、室内及び機器・設備の消毒・滅菌と動物実験専門委員会への報告を行う。
- ⑤ 実験動物に原因不明の重篤な感染症または研究目的ではない人獣共通感染症が発生した場合、動物実験責任者または施設等責任者は直ちに動物実験等を中止し動物実験・飼育室への立入を制限する。情報を収集して直ちに第一報を動物実験専門委員会に行う。動物実験専門委員会は必要に応じて専門家と協力して、動物実験責任者または施設等責任者に対して助言・指導を行う。動物実験責任者または施設等責任者は動物実験等の中止、動物の隔離・治療または安楽死処置等の対応を行う。また室内及び機器・設備を必ず消毒・滅菌する。
- ⑥ 人に感染のおそれがある事故（人の血液や感染の疑いがある動物の血液等の針刺し事故、病原微生物に感染した動物等による咬傷や搔傷の事故等）が発生した場合、負傷者は動物実験等を中止して当該部位を洗浄消毒し、直ちに医師の診察を受け指示に従う。動物実験責任者または施設等責任者は、必要に応じて動物実験専門委員会に通報し、負傷者の健康状態に留意する。

- ⑦ 人に実験動物または動物実験等を原因とする感染事故が発生した場合、動物実験責任者または施設等責任者は、直ちに第一報を動物実験専門委員会に行う。また他の従事者等での発症の有無を確認し、必要に応じて医師の診察を受けるように指示する。動物実験専門委員会は、必要に応じて専門家と協力して、動物実験責任者または施設等責任者に対して助言・指導を行う。動物実験責任者または施設等責任者は、飼育室への立入の制限、動物実験等の中止、動物の隔離・治療または安楽死処置等の対応を行う。
- ⑧ 麻薬・覚醒剤、向精神薬または毒劇物に該当する薬物・薬品が紛失した場合、動物実験責任者または施設等責任者は情報を収集して直ちに第一報を安全管理衛生室に行う。
- ⑨ 施設等の外へ実験動物が脱走した場合、発見者及び関係者はできる限り回収を行う。また、原因を究明しそれ以上の脱走を確実に防ぐ。捕獲できなかった実験動物がいる場合、動物実験責任者または施設等責任者はその情報を収集して直ちに第一報を動物実験専門委員会に行う。

## 2. 事故報告書の提出

人の健康被害、環境の汚染及び不法行為等の重大な異常事態が発生した場合、動物実験責任者または施設等責任者は緊急措置を執り、その状況と対応、原因及び再発防止対策等を事故報告書（「動物実験等の実施上の事故について」にまとめて学部長に報告する。

## 第10章 教育訓練等の実施

動物実験責任者及施設等責任者は、従事者等が科学的観点、動物愛護の観点、安全確保及び環境保全の観点から動物実験等を適正に実施できるように、動物実験講習会を受講させなければならない。必要に応じて、個々の動物実験等の実施に必要な教育・訓練を行う。学部長は、従事者等が部局または全学対象の動物実験講習会を受講できるように取り計らう。動物実験講習会では、以下の項目について講習を受ける。

- ・ 法律及び規則等の遵守に関する事項
- ・ 動物実験等の実施及び実験動物の取扱いに関する事項
- ・ 実験動物の飼養保管に関する事項
- ・ 安全確保及び環境保全に関する事項
- ・ 施設等の利用に関する事項
- ・ その他動物実験等に関連する事項

## 第11章 自己点検と評価

動物実験責任者及び施設等責任者は、定期的に「動物実験実施状況報告書」と「施設等利用状況報告書」を学部長に提出し、動物実験等の実施状況及び施設等の利用状況を報告する。学部長は、報告を受けて、必要に応じて動物実験責任者及び施設等責任者に対して改善の勧告を行う。また学部長は、部局の実施及び利用状況と点検及び評価の結果を学長に報告する。

## 第12章 記録等の保存

動物実験責任者または施設等責任者は、実験動物の授受に関する記録、飼養・保管に関する記録、及びその他実験動物に関する記録を当該実験動物の安楽死処置、自然死あるいは譲渡後3年間保存する。従事者等は「秀明大学の科学研究における行動規範」に従って、動物実験等に関する記録等を適正に管理保管する。

## 第13章 その他

従事者等は、学長が本学における動物実験等に関する情報について、個人情報や研究情報の保護等に配慮しつつ、適切と判断された方法で公開を行い、本学における動物実験等に係る情報の社会的透明性の向上に努めることに留意する。

以上

## 秀明大学バイオサイエンス委員会規則

2017年7月24日

秀明大学バイオサイエンス委員会

### (目的)

第1条 この規則は、秀明大学(以下「本学」という。)におけるヒトを対象とする研究を含むバイオサイエンス研究が、科学的妥当性及び倫理的適合性並びに安全確保の観点から、倫理審査を経て適切に実施されるために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において「研究」とはバイオサイエンスに関する研究であって、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律、動物実験規則、疫学研究に関する倫理指針及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(以下「法律等」という。)の対象となるもの並びにその他倫理審査を必要とするものをいう。

### (対象)

第3条 この規則は、本学において行われる研究を対象とする。

### (動物実験専門委員会の設置)

第4条 秀明大学バイオサイエンス委員会における研究の倫理審査及び適切な実施に必要な指導助言を行うため、秀明大学バイオサイエンス委員会動物実験専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会において必要な事項を定めることができる。

### (専門委員会)

第5条 専門委員会は、バイオサイエンス委員会の管理のもとに、動物実験規則に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して学長に対し助言又は勧告するとともに、バイオサイエンス委員会に報告するものとする。また、これらの事項に関して、専門委員会は、必要に応じ、関係者に対し、研究の科学的妥当性及び倫理的適合性並びに安全確保に関する意見及び説明を求めることができるものとする。

### (他の規則との関連)

第6条 研究が他の規則等(秀明大学動物実験実施規則等)の適用を受ける場合には、研究責任者はそれぞれの規則等を遵守しなければならない。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、看護学部事務室において処理する。

以上